

令和6年度 第5回 水戸市地域公共交通協議会全体会議

日時 令和7年3月25日（火）

午前10時から

場所 水戸市役所4階

政策会議室

会議次第

1 開会

2 報告事項

報告第4号 令和6年度事業報告 … 資料1

報告第5号 令和6年度決算見込 … 資料2

3 協議事項

議案第7号 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について … 資料3

議案第8号 令和7年度事業計画案 … 資料4

議案第9号 令和7年度予算案 … 資料5

議案第10号 水戸市地域公共交通協議会運営ガイドラインの策定について … 資料6

議案第11号 水戸市地域公共交通協議会委員の追加について … 資料7

4 その他

5 閉会

（参考）

水戸市地域公共交通協議会規約

報告第 4 号

令和 6 年度事業報告

このことについて、別紙 1 のとおりとする。

令和 7 年 3 月 25 日提出

水戸市地域公共交通協議会
会 長 金 利 昭

別紙 1

令和 6 年度事業報告書

1 水戸市地域公共交通計画の策定

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域の移動手段の確保と充実を目指す、本市の地域公共交通の基本的な計画として、水戸市地域公共交通計画を策定した。

- ・ 決定日：令和 7 年 1 月 30 日（木）
- ・ 公表日：令和 7 年 2 月 17 日（月）

2 水戸市公共交通基本計画に基づく重点施策の実施

新計画である水戸市地域公共交通計画策定までの間、前計画である水戸市公共交通基本計画に位置付けた施策を実施した。

【施策番号①】バス路線の再編

茨城大学及びバス事業者（茨城交通株式会社）と連携しながら、双葉台地区のバス路線再編に係る調査・研究を実施した。

<主な取組>

- ・ 茨城大学と令和 6 年度バス路線再編調査業務委託契約を締結
平田委員の研究室を中心に、双葉台地区におけるバス路線の OD データの分析や、再編による効果予想等を実施した。
- ・ ふれあいフェア in 双葉台及び WEB において、地元住民に対しバス路線再編に係るアンケート調査を実施
地元住民のニーズや路線再編に対する意見を、40 名以上の方から徴取した。
ふれあいフェア in 双葉台：令和 6 年 11 月 9 日（土）開催
WEB アンケート実施期間：令和 6 年 11 月 9 日（土）～令和 7 年 2 月 28 日（金）

【施策番号②】都市核と拠点間を結ぶ交通ネットワークの強化

(1) 路線バス「石塚・赤塚線」の運行支援

いばらき県央地域連携中枢都市圏の枠組みを活用し、茨城交通株式会社が運行する路線バス「石塚・赤塚線」の運行に係る費用の一部を、本市と城里町で支援した。

<運行概要>

- ・ 運 航 日：毎日
- ・ 運行本数：平日：1 日 9 便 土、日及び祝日：1 日 6 便

<利用実績>

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (令和 7 年 1 月末現在)
13,167 人	15,656 人	17,605 人	26,496 人	19,537 人

(2) 路線バス「石塚・内原線」の運行開始及び運行支援

いばらき県央地域連携中枢都市圏の枠組みを活用し、路線バス「石塚・内原線」の運行を開始した。また、運行事業者である茨城交通株式会社に対し、運行に係る費用の一部を本市と城里町で支援予定である。

<運行概要>

- ・ 運行開始日：令和6年4月6日（土曜日）
- ・ 運 行 日：土、日、祝日（お盆及び年末年始を含む）
- ・ 運 行 本 数：1日6便
- ・ 運行事業者：茨城交通株式会社

<利用実績>

令和6年度（令和7年1月末現在）：2,603人

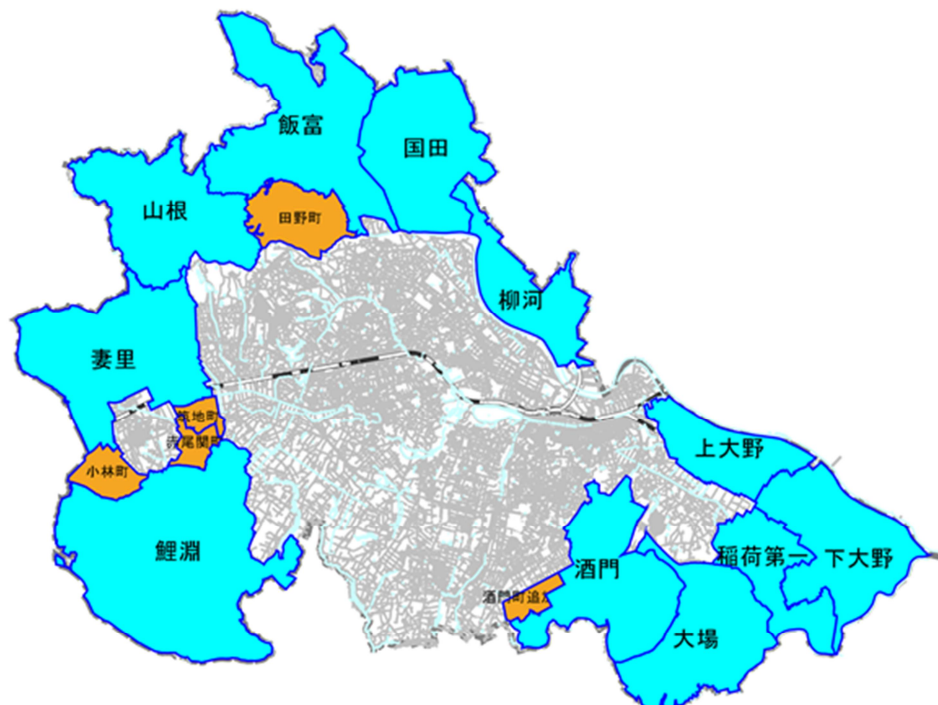
【施策番号⑥】新たな移動手段の導入

公共交通の利便性が低い市内11地区において、「水都（すいっと）タクシー」の運行を継続した。

また、令和6年10月1日（火）から、11地区に隣接する一部の地域においても交通不便地域が存在しているため、当該交通不便地域のうち、高齢化率が高く、公共交通の充実度が低い地域を運行対象地域に追加した。

<追加した地域>

赤尾関町、筑地町、小林町、吉沢地区の酒門町及び田野町



水都タクシー運行地区

<利用実績>

(単位：人)

運行地区	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (令和7年2月末時点)
① 国田	771	1,021	958	983	1,160
② 柳河	－				
③ 上大野	－	172	616	977	865
④ 下大野	－				
⑤ 稲荷第一	－	－	932	1,153	1,053
⑥ 大場	458	695			
⑦ 酒門	－	－	193 (10月～)	570	840
⑧ 鯉淵	48 (1～3月)	484	878	947	1,068
⑨ 妻里	360	765	923	1,173	1,066
⑩ 山根	19 (1～3月)				
⑪ 飯富	－	－	224 (10月～)	923	1,118
⑫ 赤尾関町・ 筑地町・ 小林町	－	－	－	－	33 (10月～)
⑬ 吉沢地区の 酒門町	－	－	－	－	2 (10月～)
⑭ 田野町	－	－	－	－	13 (10月～)
合計	1,656	3,137	4,724	6,726	7,218

【施策番号⑩】運行情報を提供するシステムの構築

- ① 茨城交通バス位置情報サービスの利用促進
- ② 関東鉄道バスロケーションサービスの運用開始（令和６年６月～）
- ② 泉町一丁目バス停デジタルサイネージの運用

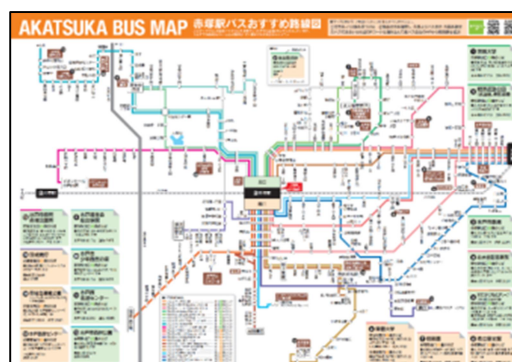
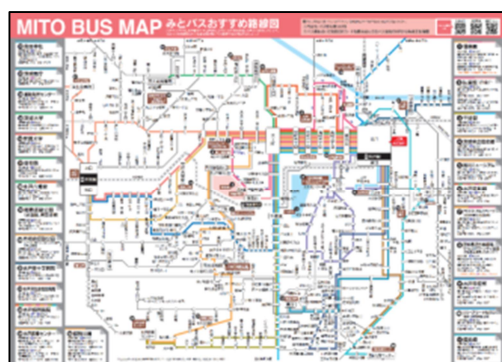
【施策番号⑪】路線図・時刻表等の作成

「みとバスMAP」及び「赤塚バスMAP」を配布し、転入者をはじめとした市民や、本市を訪れた観光客などによる路線バス利用を促した。

また、内容の更新を実施した。

＜主な配布場所＞

- ・ 水戸市役所（交通政策課及び市民課）
- ・ 水戸観光案内所（一般社団法人水戸観光コンベンション協会）
- ・ 水戸駅前案内所（茨城交通株式会社及び関鉄観光バス株式会社） 等



「みとバスMAP」及び「赤塚バスMAP」

【施策番号⑭】共通乗車券・割引サービスの導入

観光パンフレット等へ、水戸漫遊1日フリーきっぷの掲載を行った。

【施策番号⑮】高機能な車両の導入

水戸市電気バス導入事業補助金交付要項を制定し、市内において電気バスを導入する路線バス事業者及び路線バス貸与事業者に対し、電気バス導入事業補助金の交付による支援を行った。

令和6年度予算：1,000万円

【施策番号⑯】モビリティ・マネジメントの実施

(1) 路線バス乗り方教室の実施

バス事業者とともに「路線バス乗り方教室」を実施し、実際に路線バスを使用しながら、乗車マナー・ルールなどを学習する機会を設けた。

＜実施状況＞

対象者	参加人数
堀原小学校（3年生）	47人
稲荷第一小学校（3年生）	59人
双葉台小学校（3年生）	80人
双葉台小学校（4年生）	80人
合 計	266人



路線バス乗り方教室（双葉台小学校）

(2) エコ通勤チャレンジウィークの実施

いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づく構成9市町村共同の事業として「エコ通勤チャレンジウィーク」を実施し、公共交通利用を推進した。

＜実施期間＞

第1回：令和6年6月3日（月）から6月9日（日）まで（7日間）

第2回：令和6年12月20日（金）から12月26日（木）まで（7日間）

＜取組結果＞

（単位：人）

	水戸市	笠間市	ひたちなか市	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町	城里町	東海村	合計
第1回	1,558	408	545	624	288	129	172	46	92	3,862
第2回	1,307	516	630	553	322	180	191	50	83	3,832

※各市町村職員の取組人数を記載（令和5年度取組状況 第1回：3,793人、第2回：3,733人）



配布チラシ（第2回）

(3) M a a S「ひたちのくに紀行」との連携継続

JR 東日本水戸支社による本事業について、いばらき県央地域連携中枢都市圏として連携し、スマートフォンアプリ「Spot Tour」を活用したデジタルスタンプラリーを実施し、本市を含む県央地域の公共交通の利用促進を図った。



「ひたちのくに紀行」パンフレット
（2024 秋～冬版）



デジタルスタンプラリー
「いばらき県央を巡るスタンプラリー」

【施策番号⑰】移動空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入

国土交通省関東運輸局茨城運輸支局及びバス事業者と連携しながら「バリアフリー教室」を実施し、実際の路線バス車両を用いながら、高齢者及び障害者への理解促進を図った。

<実施状況>

対象者	参加人数
国田義務教育学校（6年生）	15人
見川小学校（4年生）	84人
上中妻小学校（4年生）	29人
内原小学校（4年生）	57人
双葉台小学校（4年生）	80人
合 計	265人

【施策番号⑱】コミュニティサイクル等の整備

まちなかの回遊性の向上及び公共交通ネットワークの補完を目的とした、シェアサイクル「みとちやり」を運営した。

また、車両及びステーションの増設を実施した。

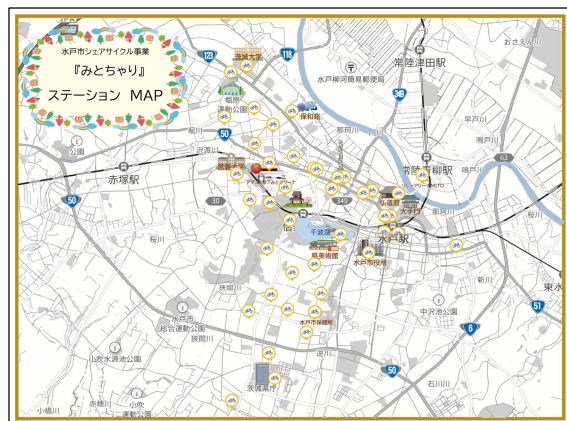
<整備状況>（令和7年3月現在）

車 両 数：41台 → 98台

ステーション数：13箇所 → 42箇所



シェアサイクル「みとちやり」（水戸駅北口）



サイクルポート設置場所一覧（令和7年3月時点）

※その他の重点施策についても、実施プログラムに基づき検討を進めた。

3 会議の開催状況

開催年月日	会議名	協議事項
令和6年 5月29日	第1回 全体会議	(1) 議案第1号 水戸市都市交通戦略会議規約の一部を改正する規約 (2) 議案第2号 水戸市地域公共交通計画（素案）について
令和6年 8月22日～ 8月29日	第2回 全体会議 （書面協議）	(1) 議案第3号 水戸市都市交通戦略会議規約の全部改正について (2) 議案第4号 水戸市地域公共交通計画（素案）について
令和6年 11月5日～ 11月11日	第1回 運賃分科会 （書面協議）	(1) 議案第1号 路線バス「石塚・内原線」の路線変更に伴う運賃改定について
令和6年 11月21日～ 11月26日	第3回 全体会議 （書面協議）	(1) 議案第5号 路線バス「石塚・内原線」の路線変更について
令和7年 2月26日～ 2月28日	第4回 全体会議 （書面協議）	(1) 議案第6号 路線バス「石塚・赤塚線」のダイヤ改正について
令和7年 3月25日	第5回 全体会議	(1) 議案第7号 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について (2) 議案第8号 令和7年度事業計画案 (3) 議案第9号 令和7年度予算案 (4) 議案第10号 水戸市地域公共交通協議会運営ガイドラインの策定について (5) 議案第11号 水戸市地域公共交通協議会委員の追加について

報告第 5 号

令和 6 年度決算見込

このことについて、別紙 2 のとおりとする。

令和 7 年 3 月 25 日提出

水戸市地域公共交通協議会
会 長 金 利 昭

別紙 2

令和 6 年度決算見込

	金額	備考
収 入 ①	1,399,316 円	水戸市負担金等
支 出 ②	826,860 円	
差引残高 ①－②	572,456 円	水戸市に返納

【収入内訳】

(単位：円)

款	項	目	予算額 (A)	収入額 (B)	差引残額 (B)－(A)	備 考
1 負担金			1,100,000	1,100,000	0	
	1 負担金	1 負担金	1,100,000	1,100,000	0	水戸市負担金
2 補助金			301,000	298,870	△2,130	
	1 国庫補助金	1 国庫補助金	300,000	298,870	△1,130	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
	2 その他	2 その他	1,000	0	△1,000	
3 繰越金			1,000	0	△1,000	
	1 繰越金	1 繰越金	1,000	0	△1,000	
4 諸収入			2,000			
	1 諸収入	1 預金利子	1,000	446	△554	
		2 雑入	1,000	0	△1,000	
計			1,404,000	1,399,316	△4,684	

【支出内訳】

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	予算現額 (A)	支出額 (B)	不用額 (A)－(B)	備 考
1 事業費			648,000	649,330	649,330	0	
	1 事業費	1 事業費	648,000	649,330	649,330	0	バス路線再編に係る調査研究等
2 総務費			755,000	753,670	177,530	576,140	
	1 総務費	1 会議費	698,000	696,670	165,683	530,987	委員報酬等
		2 事務費	57,000	57,000	11,847	45,153	通信運搬費等
3 予備費			1,000	1,000	0	1,000	
	1 予備費	1 予備費	1,000	1,000	0	1,000	
計			1,404,000	1,404,000	826,860	577,140	

議案第 7 号

令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

このことについて、双葉台地区のバス路線再編に係る調査・研究のため締結した令和 6 年度バス路線再編調査業務委託契約は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して実施していることから、地域公共交通確保維持改善事業実施要領に基づき、別紙 3 のとおり事業評価を行うものとする。

令和 7 年 3 月 25 日提出

水戸市地域公共交通協議会
会 長 金 利 昭

令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

協議会名： 水戸市地域公共交通協議会

評価対象事業名： 利便増進計画策定事業

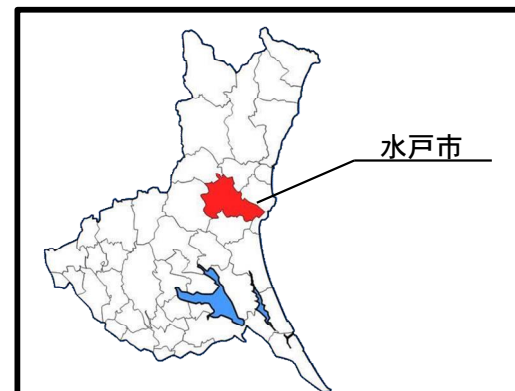
①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
地域に根差した研究機関である茨城大学に委託し、市内バス路線再編に係る手法検討及び効果の予測を行った。 なお、成果品の完成は令和7年3月の予定である。 ①地域公共交通の利用実態の把握 内容：双葉台地区を通過又は終点とするバス路線に係るODデータ等の分析 結果：路線バス事業者よりODデータを取得し、地区住民の利用状況を把握した。また、効率性や利便性向上等の視点から、複数の再編モデルを検討した。 ②地域住民の意見調査 内容：双葉台地区の住民意見調査 結果：町内会回覧や地域の商業施設でアンケート実施について周知するとともに、住民が開催する地区のお祭りにブース出展しての対面意見交換と市民センターへのアンケート設置により住民の意見を収集した。 ③バス路線見直しについての考察(現在進行中) 内容：利用実態や住民意見を踏まえた再編案の作成 結果：現在作成中である。	A 予定どおり調査及び分析を実施した。 令和7年3月までに結果をとりまとめる予定である。	今回の調査手法を踏まえながら、利便増進事業として位置付ける候補路線を検討していく。あわせて路線バス事業者と協議しながら、計画策定の検討を進めていく。

令和6年度 水戸市地域公共交通協議会（茨城県水戸市） （利便増進計画策定事業）

公共交通の概況・地域の特徴

本市は、首都東京から約100キロメートルの距離にあり、茨城県のほぼ中央に位置する県庁所在地である。また、本市を含む5市3町1村周辺市町村においては「いばらき県央地域連携中枢都市圏」を形成し地域の活性化に取り組んでいる。

市内では基幹的な輸送を鉄道が担い、それを補完する路線バス及びタクシーが通勤・通学、通院など市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っている。また、公共交通空白地等において「水都（すいっと）タクシー」を運行し、住民の移動手段を確保する取組を進めている。



地域の抱える問題点・計画策定調査の必要性

コロナ禍を経て公共交通の衰退が急速に進んでいるため、持続可能な公共交通ネットワークの構築が必要となっており、これまで、主に市とバス事業者との間で路線再編に係る協議を進めてきたところである。しかしながら、十分なデータやエビデンスに基づく協議ができず、再編に着手できた路線は一部に留まっていることから、地域に根差した研究機関である茨城大学の協力による産学官連携の再編手法の確立が必要となっている。

今回の調査とした「双葉台地区」は、1970年代に整備したニュータウンを軸とする住宅地であるが、バス路線網がニュータウン形成当時からほぼ変わっていない状況であり、重複路線の解消や利用者ニーズに応じた路線設定等のための調査が必要となっている。

面積	217.32km ²
人口（R6.4.1時点）	267,902人
15歳未満	32,593人
65歳以上	73,334人
高齢化率	27.4 %

アピールポイント

○専門的知見によるデータ分析

茨城大学においてバス事業者の保有するODデータを分析するとともに、事業者の意見を聴きながら、再編モデルを作成した。

○ふれあいフェアin双葉台（双葉台地区住民のお祭り）ブース出展

より利用者ニーズにあった路線再編とするため、地区のお祭りに出展し、バス路線再編や双葉台地区再編案のパネル掲示と説明を行い、直接対面の方法で住民の意見を収集した。出展にあたっては、町内会回覧や地域のスーパーへのチラシ掲示により広報に努め、多くの住民に参加いただいた。

○フィールド調査

再編モデルの作成に合わせ、現地において新たなバス待機所設置や地区内における交通渋滞解消のための検討を行った。

協議会開催状況

○第1回（令和6年5月29日）

- ・地域公共交通計画素案について
- ・バスお試し乗車券の配布について

○第2回（令和6年8月22日）

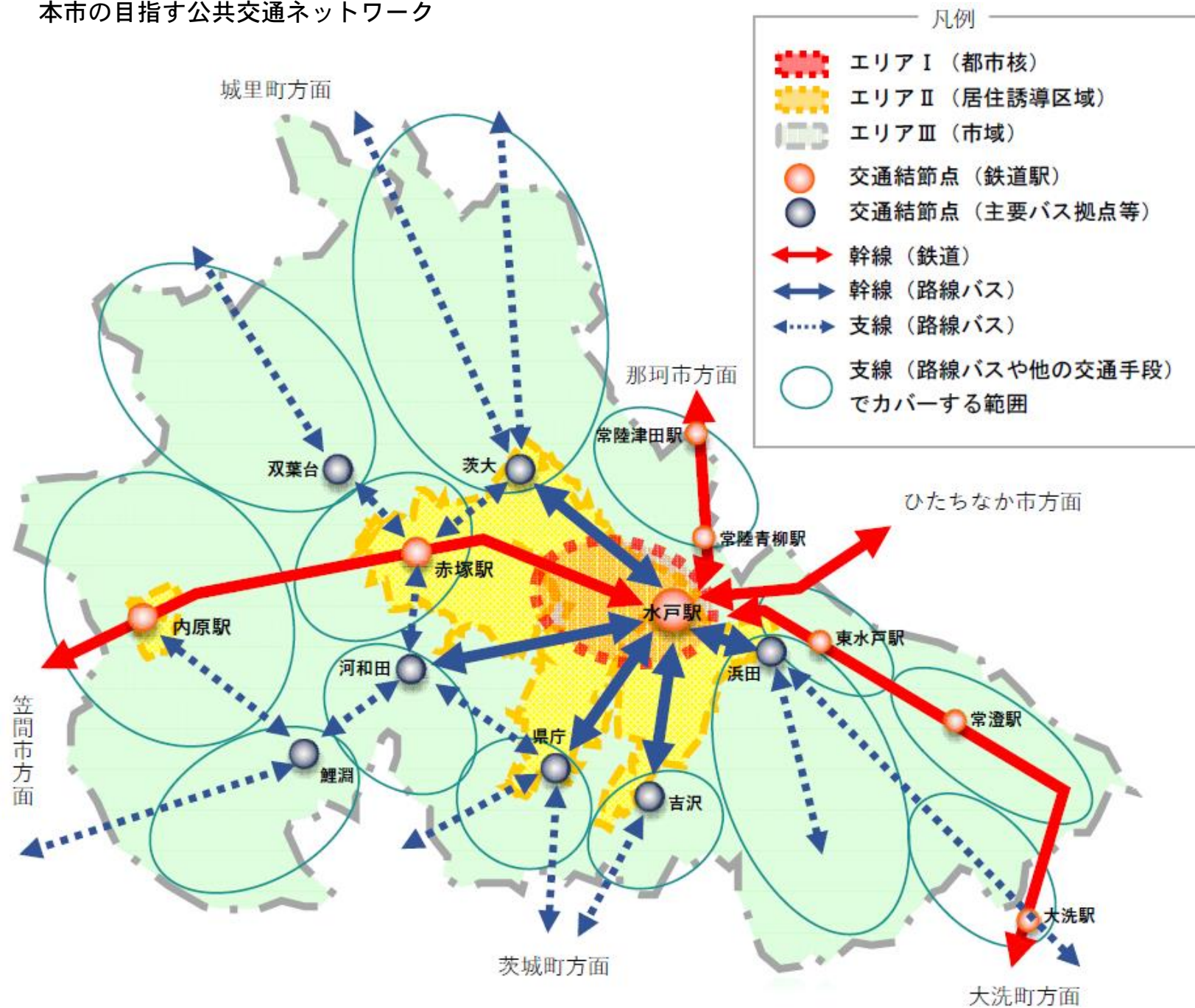
- ・地域公共交通計画素案について
- 第3回（令和6年11月21日）
- ・路線バス「石塚・内原線」の路線変更について

- ・関鉄水戸タクシー株式会社の事業再編について

○第4回（令和7年3月予定）

- ・令和6年度事業報告
- ・令和7年度事業計画

本市の目指す公共交通ネットワーク



議案第 8 号

令和 7 年度事業計画案

このことについて、別紙 4 のとおりとする。

令和 7 年 3 月 25 日提出

水戸市地域公共交通協議会
会 長 金 利 昭

別紙 4

令和 7 年度事業計画案

1 水戸市地域公共交通計画に位置付けた施策の推進

水戸市地域公共交通計画に位置付けた下記の施策について取り組むこととする。

【施策番号①】 バス路線の再編

バス路線再編に係る調査・研究

令和 6 年度に実施した、茨城大学及びバス事業者（茨城交通株式会社）との連携による、バス路線再編に係る調査・研究の結果を活用し、双葉台地区におけるバス路線の再編を検討する。

【施策番号③】 乗り継ぎしやすい環境づくり

- ① 路線バス－鉄道間における乗り継ぎダイヤの調整（随時実施）
- ② バス事業者間相互の乗り継ぎダイヤの調整（随時実施）

【施策番号⑤】 インフォメーション環境・共通サインの整備

- ① 泉町一丁目スマートバス停の表示内容改修の検討
- ② スマートバス停の設置拡大の検討

【施策番号⑥】 バスマップの作成

利用者のニーズに合ったバスマップの作成

【施策番号⑦】 デジタル技術の活用・M a a S の推進

- ① バスロケーションシステムや乗換案内アプリの利用促進
- ② 事業者が展開するM a a S等との連携、情報発信

【施策番号⑧】 観光客が回遊しやすい環境づくり

- ① 水戸漫遊 1 日フリーきっぷの利用促進
 - ② 観光循環路線の整備の検討
- 千波公園のリニューアルに伴う、偕楽園・千波湖方面への延伸を検討する。

【施策番号⑨】 モビリティ・マネジメントの実施

- ① 路線バス乗り方教室の開催（小学校等で開催）
- ② エコ通勤チャレンジウィークの実施（年 2 回）

【施策番号⑩】 既存公共交通の維持・確保

既存公共交通の維持・確保に向けた支援

ex) 地域間幹線系統の維持（水戸市系統）、大洗鹿島線安全輸送設備等整備事業補助金

【施策番号⑪】 広域公共交通ネットワークの維持・確保及び利用促進

- ① 地域間幹線系統の維持（国や県との協調による補助）
- ② 広域バス路線の確保
路線バス「石塚・赤塚線」「石塚・内原線」の運行支援及び利用促進（路線バス「石塚・赤塚線」運行補助金、水戸市「石塚・内原線」運行補助金）
- ③ 水戸市に乗り入れる路線バスやデマンド交通等の充実
ex) 那珂市デマンド交通「ひまわりタクシー」の本市への乗り入れ継続

【施策番号⑫】 郊外部における移動手段の確保

- ① 水都タクシーの運行の継続
- ② 水都タクシーの運行区域拡大の検討

【施策番号⑬】 高齢者が移動しやすい環境づくり

庁内関係課や事業者など、関係団体と連携した施策の検討

【施策番号⑭】 次世代自動車の導入

E Vバス導入に対する補助の実施（電気バス導入事業補助金）

【施策番号⑮】 シェアサイクルの拡充

- ① シェアサイクルの車両及びステーションの増設による利用エリアの拡大
- ② シェアサイクルの利用促進

【施策番号⑯】 移動空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入

- ① バリアフリー特定事業計画（後期）に位置付けた特定事業の推進
- ② 心のバリアフリーの推進
ex) バリアフリー教室の開催

【施策番号⑰】 バス・タクシーのバリアフリー化

- ① 超低床ノンステップバスの導入促進（超低床ノンステップバス導入事業補助金）
- ② UDタクシーの導入促進（ユニバーサルデザインタクシー導入補助金）

2 水戸市地域公共交通協議会の会議開催方針

議案第10号により、スケジュールを設定する。

議案第 9 号

令和 7 年度予算案

このことについて、別紙 5 のとおりとする。

令和 7 年 3 月 25 日提出

水戸市地域公共交通協議会
会 長 金 利 昭

別紙 5

令和 7 年度予算案

【収入の部】

(単位：円)

款	項	目	令和 7 年 度予算額 (A)	令和 6 年 度予算額 (B)	比較増減 (A)－(B)	備 考
1 負担金			800,000	1,100,000	△300,000	
	1 負担金	1 負担金	800,000	1,100,000	△300,000	水戸市負担金
2 補助金			1,000	301,000	△300,000	
	1 国庫補助金	1 国庫補助金	0	300,000	△300,000	
	2 その他	2 その他	1,000	1,000	－	
3 繰越金			1,000	1,000	－	
	1 繰越金	1 繰越金	1,000	1,000	－	
4 諸収入			2,000	2,000	－	
	1 諸収入	1 預金利子	1,000	1,000	－	
		2 雑入	1,000	1,000	－	
計			804,000	1,404,000	△600,000	

【支出の部】

(単位：円)

款	項	目	令和 7 年 度予算額 (A)	令和 6 年 度予算額 (B)	比較増減 (A)－(B)	備 考
1 事業費			50,000	648,000	△598,000	
	1 事業費	1 事業費	50,000	648,000	△598,000	
2 総務費			753,000	755,000	△2,000	
	1 総務費	1 会議費	697,000	698,000	△1,000	委員報酬等
		2 事務費	56,000	57,000	△1,000	通信運搬費等
3 予備費			1,000	1,000	－	
	1 予備費	1 予備費	1,000	1,000	－	
計			804,000	1,404,000	△600,000	

議案第10号

水戸市地域公共交通協議会運営ガイドラインの策定について

このことについて、水戸市地域公共交通協議会を運営するための基本的事項や考え方を整理し、全ての委員と共有するため、別紙 6 のとおり水戸市地域公共交通協議会運営ガイドラインを策定する。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

水戸市地域公共交通協議会
会 長 金 利 昭

(案)

水戸市地域公共交通協議会
運営ガイドライン

1 はじめに

(1) 本ガイドラインの主旨

本ガイドラインは、水戸市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を運営するための基本的事項や考え方を示すものです。

(2) 基本の方針

協議会は、設置に係る根拠法に基づき規約を定め組織します。

協議会では、全ての構成員が本市における地域公共交通の課題を共有し、その解決のための事業を議論し、事業の実施やモニタリング・評価に関わっていくこととします。

そのため、交通分野だけでなく、地域の課題に対応したメンバーを構成員とし、官と民、交通事業者間、他分野を含めた連携・共創を活発化させることを本協議会の基本の方針とします。

2 協議会の運営

(1) 協議会での協議事項

協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）に基づく法定協議会であることから、水戸市地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項に関する協議を行います。

あわせて、協議会は道路運送法に基づく地域公共交通会議も兼ねていることから、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項等についても協議を行います。

【法定協議会及び地域公共交通会議の比較】

	法定協議会	地域公共交通会議	協議運賃にかかる協議会 (未設置)
根拠 法令等	地域交通法第6条	道路運送法施行規則 第15条の4第2項	道路運送法第9条第4項 等
目的	地域公共交通計画 の作成及び実施に 関し必要な協議を 実施	地域の実情に応じた適切な乗 合旅客運送の態様及び運賃・ 料金等に関する事項及び旅客 から収受する対価に関する事 項、その他これらに関し必要 となる事項の協議を実施	協議運賃（地域の関係者間で の協議が調い、柔軟に設定さ れた運賃をいう。）の届出を行 う際に必要な協議を各法に基 づき実施※
対象交通 モード	多様な交通モード	バス、タクシー（乗合）	バス 等

※バス交通に対する協議運賃について、本市では運賃分科会で協議します。その他の交通モードでの協議が必要となった場合は、各根拠法に基づき協議を行います。

(2) 協議会の構成員と役割分担

基本的方針に基づき、協議会の構成員として、地域交通法で定められた構成員に加え、課題に対応した構成員を加えることとします。

【市協議会の構成員及び役割分担】

構成員	役割
①市※	・地域公共交通計画の作成主体（事務局を担う） ・関係者間の連携・調整 ・庁内の連携・調整 ・計画推進上、必要とされる対策の検討・実施 ・計画において合意された事業の実施
②関係する公共交通事業者等※	・地域公共交通計画作成への積極的な参加 ・計画において合意された事業の実施
③関係する道路管理者※	・地域公共交通計画作成への積極的な参加 ・計画推進上、必要となる対策の検討・実施
④計画に定める事業を実施する（見込まれる）者※	・地域公共交通計画作成への積極的な参加 ・計画において合意された事業の実施
⑤関係する公安委員会※	・計画推進上、必要となる対策の検討・実施
⑥公共交通利用者	・地域公共交通計画作成への積極的な参加 ・公共交通の利用促進や住民・地域主体の公共交通の担い手づくりへの積極的な関与
⑦学識経験者	・協議のアドバイス・コーディネート（協議の進行役、各種提案、他地域事例の紹介等）
⑧その他 ・自治会組織 ・商工会議所 ・交通従事者（バス労働組合） ・県	・地域公共交通計画作成への積極的な参加 ・公共交通の利用促進や住民・地域主体の公共交通の担い手づくりへの積極的な関与

※地域交通法第6条第2項において参画が必要とされている構成員

(3) 全体会議の開催方法

全体会議は、原則として対面により開催します。

ただし、やむを得ない事由により対面による会議を開く暇がないときや、全体会議において決議した事項の履行等に関する軽微な変更事項等については、事案の概要を記載した書面（電磁的記録を含む。）を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって議決に代えることとします。

なお、事業報告など全体会議にて定例的に報告する案件以外で、全体会議において速やかな報告が必要な案件については、直近で全体会議が開催される場合を除き、随時報告案件を記載した書面（電磁的記録を含む。）にて報告することとします。

(4) 分科会の役割等

協議会において実質的な議論を進めていくため、全体会議の下部組織に関係者やコアメンバーが集い議論しやすい環境として分科会を設置します。

分科会の構成員は下表を基本とし、議論の内容に応じて参加者の調整を行うものとします。

また、分科会の開催方法については、全体会議の例によるものとします。

【分科会の種類、役割及び構成員】

名称	役割	構成員
計画フォローアップ分科会	計画に定めた施策の達成状況の評価	市、公共交通事業者、公共交通利用者（公募市民）、学識経験者等
バス交通分科会	一般乗合旅客自動車運送事業に係る協議（運賃に係るものを除く。）	市、バス事業者、公共交通利用者（公募市民）、道路管理者、茨城県警察、バス運転者が組織する団体、学識経験者等
運賃分科会	道路運送法第9条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る協議	市、関係事業者、関東運輸局茨城運輸支局、水戸市住みよいまちづくり推進協議会

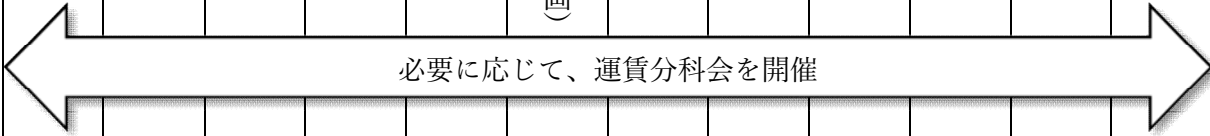
(5) 協議会の年間スケジュール

協議会は、限られた開催回数、時間内において必要な協議を行う必要があります。

そのため、全体会議の開催時期については、前年度における交通計画の評価等の報告を行うとともに、次年度実施事業に係る予算を市の次年度予算要求に計上するために9月、計画に位置付けた施策の実施状況等当年度の事業報告を行うために3月に開催することとし、具体的な個別事業の検討やフォローアップについては、各分科会で協議することとします。

また、急遽協議や報告が必要な案件が生じた場合は、必要に応じて会議等を開催するものとします。

【協議会の基本年間スケジュール】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			計画 フォロー アップ 分科会	バス 交通 分科会	全体 会議① (次年度 事業計画)	市次 年度 予算 要求					全体 会議② (事業報告)
											

水戸市地域公共交通協議会運営ガイドライン

令和 7 年（2025）年 3 月 発行

発行・編集 水戸市地域公共交通協議会事務局（水戸市市長公室交通政策課内）

住所：水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号

電話：029-291-3804

FAX：029-291-3952

Mail：transport@city.mito.lg.jp

議案第11号

水戸市地域公共交通協議会委員の追加について

このことについて、水戸市地域公共交通協議会委員として、水戸地方ハイヤー連盟を追加する。

1 追加理由

水戸市地域公共交通協議会運営ガイドラインの策定に伴い、関係する公共交通事業者等として参画を求めるもの。

2 団体概要

水戸市内のタクシー事業者を中心とした業界団体であり、市内のタクシー交通に係る課題等について熟知している。

設立年月日：昭和51年2月1日

代表者：会長 中本 邦彦（NK観光タクシー有限会社）

加盟事業者数：26社（うち水戸市内21社、笠間市3社、那珂市1社及び茨城町1社）
（令和7年3月現在）

令和7年3月25日提出

水戸市地域公共交通協議会
会 長 金 利 昭